

## 第 1 2 回 亶理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和 6 年 1 2 月 2 0 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から 午後 2 時 3 0 分

2. 会議の場所 亶理町役場 2 階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員 (1 4 名)

1 番	浅 川 文 義	2 番	星 昌 知	3 番	安 住 政 男
4 番	安 住 郁 子	5 番	宍 戸 茂	6 番	齋 精 一
7 番	渡 邊 喜 徳	8 番	小 野 忠 良	9 番	新 田 育 男
1 0 番	加 藤 正 純	1 1 番	石 垣 祐 子	1 2 番	鈴 木 周 吾
1 4 番	片 平 洋 之	1 5 番	伊 藤 富 敏		

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 2 名)

1 6 番	渡 辺 幸 一	1 7 番	菊 地 英 一	1 9 番	南 條 栄 一
2 0 番	丸 子 清	2 1 番	高 倉 朝 賀 津	2 2 番	末 木 清 一
2 3 番	鈴 木 誠 一	2 4 番	鈴 木 正 彦	2 6 番	佐 藤 洋 子
2 7 番	結 城 美 智 子	2 8 番	高 橋 敏	3 0 番	宍 戸 俊 雄

4. 欠席者

(1) 農業委員 (1 名)

1 3 番 遠 藤 圭 一

(2) 農地利用最適化推進委員 (2 名)

2 5 番 太 田 匡 美 2 9 番 佐 藤 弘 子

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について

日程第 3 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について

日程第 4 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について

日程第 5 第 4 号議案 非農地判断について

日程第 6 第 5 号議案 令和 6 年度第 8 号亶理町農用地利用集積計画 (案)  
について

日程第 7 第 6 号議案 亶理町地域計画 (案) について

日程第 8 第 7 号議案 亶理農業振興地域整備計画の変更について

6. 事務局

事務局長 菊池広幸、班長 浅井由紀枝、主査 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第 6 条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第 1 2 回亶理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局 はい、経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書に記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。次回の総会までの日程については、1 月 2 0 日に亶理と逢隈で地区委員会、1 月 2 1 日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は 1 月 2 7 日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、1 3 番、遠藤圭一委員、2 5 番、太田匡美推進委員、2 9 番、佐藤弘子推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。ここで議事の前に事務局より報告があります。

事務局 事務局より、議案の訂正が 1 件ございます。第 3 号議案の順位 2 番について、外 1 筆となっている部分のみを審議の対象といたします。事務局からは以上です。

議長 それでは、議事に入ります。日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、亶理町農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定により、会議録署名委員は議長が指名することになっておりますので、1 0 番、加藤正純委員、1 1 番、石垣祐子委員を指名いたします。

議長 それでは、日程第 2、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明をいただき、採決することといたします。それでは、はじめに荒浜地区委員会より説明をお願いします。

5 番 (順位 1 番から順位 3 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

3 番 (順位 4 番について議案書朗読及び補足説明)

- 議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。  
ます。
- 7 番 (順位 5 番について議案書朗読及び補足説明)
- 議 長 ありがとうございます。第 1 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)
- 議 長 なければ第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可する事にご意義ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 1 番については、許可することに決定します。次に順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可することにご意義ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 2 番については、許可することに決定します。次に順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可することにご意義ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 3 番については、許可することに決定します。次に順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可することにご意義ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 4 番については、許可することに決定します。次に順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可することにご意義ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 5 番については、許可することに決定します。以上で第 1 号議案の審議を終了します。  
日程第 3、第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。  
それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。
- 7 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)
- 議 長 ありがとうございます。第 2 号議案の説明が終わりましたが、ご質問

問、ご意見はございませんか。

( 発言なし )

議 長 なければ第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。以上で第2号議案の審議を終了します。

日程第4、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決をすることといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

1 2 番 (順位1番から順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて荒浜地区委員会より説明をお願いします。

5 番 (順位3番から順位5番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

3 番 (順位6番から順位7番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 番 (順位8番から順位9番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第3号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

( 発言なし )

議 長 なければ第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。次に順位2番の採決を行います。順位2番について許可相当とすることに異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位2番については、許可相当と

することに決定します。次に順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 3 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 4 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 5 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 6 番の採決を行います。順位 6 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 6 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 7 番の採決を行います。順位 7 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 7 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 8 番の採決を行います。順位 8 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 8 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 9 番の採決を行います。順位 9 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 9 番については、許可相当とすることに決定します。以上で第 3 号議案の審議を終了いたします。日程第 5、第 4 号議案、非農地判断についてを議題とします。事務局より説明願います。

事 務 局 第 4 号議案、非農地判断についてです。少し前、7月から8月にかけて、皆様に農地パトロールをしていただきありがとうございました。その中で、もう農地に復元することができない、復元しても利用

できない土地、主に山林ですがそちらの方を挙げていただきまして、今回、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断いたしましたところを、本会議の審議に附すものです。今回の非農地判断に係る土地については13筆、面積10,997㎡になります。議案の次頁に航空写真と場所が撮れる場合は写真を後ろに添付しております。それぞれ挙げていただいたところを税務課の職員と一緒に現地を確認しまして、非農地とするところを現地で判断したところが13筆となります。こちらの13筆につきましては、総会で承認していただけたら所有者の方々に通知をし、まだ登記がされていない今までの非農地判断された農地と一緒に町の方で地目変更登記を行いたいと考えております。非農地判断についての説明は以上です。後ろに写真等が添付してありますので、ご一読いただいてご審議方宜しく申し上げます。

議長 ありがとうございます。第4号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見ございませんか。

( 発言なし )

議長 なければ、採決に移ります。第4号議案、非農地判断については、原案のとおり承認する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第4号議案、非農地判断については、原案どおり承認する事に決定いたします。以上で第4号議案の審議を終了いたします。

日程第6、第5号議案、令和6年度第8号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。なお、第5号議案については、委員本人及び委員の親族に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって採決の時には関係委員に一時退席を指示いたしますので、ご了承願います。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第5号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

( 発言なし )

議長 なければ採決に移ります。ここで(関係委員の)退席をお願いします。

(委員退席)

第5号議案、令和6年度第8号亘理町農用地利用集積計画案について

は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第5号議案、令和6年度第8号亶理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することに決定いたします。委員の席へのお戻りをお願いします。

( 委員着席 )

以上で第5号議案の審議を終了いたします。

日程第7、第6号議案、亶理町地域計画(案)についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第6号議案、亶理町地域計画(案)についてです。亶理町地域計画策定にあたり、農業経営基盤強化促進法第19条6項の規定により、亶理町長から別添により意見照会があったので、当委員会の意見を決定するため、本会議の審議に附すものです。こちらにつきましては、11月29日の夜に中央公民館において、4地区すべての主に耕作者の方々、認定農業者の方々、そして委員の皆様にお集まりいただきまして、それぞれの地区の地域計画について、説明させていただきました。今回意見照会の文書の後ろに、各地区の地域計画を添付しております。細かい中身については今回割愛させていただきますが、今まで何度か話し合いの方を重ねてきておりまして、それぞれ地区の10年後の農地利用をどうしていくかということの計画がこの地域計画になります。そして地図に10年後の予定耕作者を示したのが、今回添付しておりませんが目標地図というのを今まで作成して参りました。11月29日の会議において、概ね案の方が作成できましたので、皆様にお披露目しておりまして、一旦のところは皆様にご理解いただいたところですので。今回は、当農業委員会及び関係機関から意見をいただきまして、早ければ2月末には地域計画の策定、公告をする予定となっております。今回の地域計画の中身については、それぞれの地区ごとについて現状と課題、将来のあり方、今後担うべき農業者の方々、それぞれの地区ごとに記載させていただいております。地区ごとに作成しておりますが、同じような記載のあるところもありますが、それぞれの地区の実情を反映して計画を作成しているところですので。概ね、何の意見等もなければ、今回につきましてはこのとおり計画の方を策定させていただきますが、会合の中で農林水産課の担当からも話があったとおり今回で1

00%の完成ではありません。これから最低1年に1回は見直しをかけていきまして、徐々に実のある計画になっていくように作成していきたいと思っております。今現状皆さんからのご意見いただいた上での作成した案になりますので、今ここで全部読むのは大変かと思いますが、何か気になるようなところがあればこの場で意見等いただければと思います。

議長 ありがとうございます。第6号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

( 発言なし )

議長 なければ採決に移ります。第6号議案、亘理町地域計画案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第6号議案、亘理町地域計画案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

日程第8、第7号議案、亘理農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 第7号議案、亘理農業振興地域整備計画の変更についてです。今回、農振の地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、亘理町長から別添により諮問があったので、当農委員会の意見を決定するため、本会議の審議に附すものです。表紙をめくって頂きますと、町長からの諮問の文書のあとに理由書がついております。今までですと農業振興地域を除外する案件が多かったのですが、今回は編入の理由書になります。場所を確認していただいた方が早いので、農用区域の全体図からご覧ください。黄色の部分が、農地としての農振農用地、緑の部分が山林区域の農振農用地。青が樹園地と設定されております。次頁は〇〇、〇〇地区の拡大図になります。真ん中ぐらいに赤斜線があるところが今回の編入区域になります。次頁になりますと、もっと大きな区域図になってまして、黄色部分が農振農用地、赤斜線が今回編入する区域です。見てわかるように赤斜線部分だけ今まで農振農用地に含まれておりませんでした。下部分の白抜きのところは宅地です。今回は皆様もご存じのとおり、〇〇、〇〇地区で圃場整備を予定しております。圃場整備事業を実施するにあたり条件のひとつが農振農用地に含まれていることとなっております。今回、農振農用地に入っていないとここだけ整備



されないことになってしまいますので、所有者からの意見も聞いて今回圃場整備区域に含めるために編入の手続きを行うものです。一角だけ抜けていた経緯はわかりませんが、今後の圃場整備事業に支障が出るため、今回編入するというものです。

議長 ありがとうございます。第7号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

( 発言なし )

議長 なければ採決に移ります。第7号議案、亙理農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第7号議案、亙理農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり承認することに決定いたします。

以上で議案審議は全て終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

( 発言なし )

議長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局 事務局から報告事項1件、事務連絡が2件ございます。

以下、事務局より事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時30分